

可児市体育施設指定管理者 公募要項

令和8年7月

可児市市民文化部 文化スポーツ課

可児市では、可児市体育施設のうち可児市運動公園馬事公苑を除く施設（以下「指定管理施設」といいます。）について、可児市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成11年可児市条例第32号）第4条の規定に基づき、令和9年4月1日からの指定管理施設の管理運営及び事業の実施を行う指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の管理運営を行う法人その他の団体をいいます。以下同じ）を公募します。

指定管理者制度については、この要項に定めるもののほか、次の法令等を参照してください。なお、指定管理期間中にこれらの法令に改正があった場合は、改正された内容を参照してください。

- 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」といいます。）
- 可児市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年可児市条例第7号。以下「手続条例」といいます。）
- 可児市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年可児市規則第25号）
- 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成11年可児市条例第32号。以下「設管条例」といいます。）
- 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成24年可児市規則第30号。以下「設管規則」といいます。）
- 可児市行政手続条例（平成9年可児市条例第18号）
- 可児市情報公開条例（平成11年可児市条例第22号。以下「情報公開条例」といいます。）
- 可児市情報公開条例施行規則（平成12年可児市規則第1号）
- 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 可児市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年可児市条例第5号）
- 可児市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年可児市規則第7号）
- 可児市暴力団排除条例（平成24年可児市条例第20号）
- 可児市が行う契約からの暴力団排除に関する設置要綱（平成22年可児市訓令甲第27号）
- その他、管理運営に適用される法令

1 基本目標

可児市体育施設は「スポーツを通じて、市民の健康増進、明るく豊かな市民生活の形成及び健全な青少年の育成を図る（設管条例第1条）」ことを目的として設置しています。よって、指定管理者による指定管理施設の管理運営は、以下を基本目標とし「生涯にわたりスポーツに親しみ、楽しむことができるまち」を目指すとともに「地域・経済の元気づくり」の実現を図ることとします。

- 日常的、継続的なスポーツ・レクリエーション活動を促進し、市民の生涯を通じた自主的な健康づくりを支援する施設であること
- 地域のスポーツ拠点として、子どもの体力向上、青少年の健全育成、高齢者・障がい者スポーツの支援等、地域課題の解決に向けて積極的に貢献すること
- 施設の特長を最大限に活用し、市民ニーズに対応した事業を実施するとともに、子どもから高齢者まで誰もが気軽に利用できる施設であること
- 地域の人材や各種団体、企業との連携を積極的に推進すること
- 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の削減に努めること
- 法令等を遵守し適切な管理運営を行うこと

2 対象施設

対象施設は、以下のとおりです。なお、施設ごとの詳細については、別紙「指定管理施設一覧」を参照してください。

	名 称
1	可児市運動公園グラウンド
2	可児市運動公園スタジアム
3	可児市運動公園テニスコート
4	可児市運動公園第1弓道場
5	可児市運動公園第2弓道場
6	可児市運動公園ウェイトリフティング場
7	可児市B & G海洋センター
8	塩河公園グラウンド
9	鳴子近隣公園テニスコート
10	広見市民グラウンド
11	姫治市民グラウンド
12	坊主山市民グラウンド
13	かに木曽川左岸公園グラウンド

3 管理の基準

指定管理施設の開場時間及び休業日については、別表「指定管理施設の開場時間等」のとおりです。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開場時間及び休業日を変更することができます。

4 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務の範囲については、以下のとおりです。なお、業務の詳細については、別冊「可見市体育施設指定管理者仕様書」及び「可見市指定管理施設個別仕様書」を参照してください。

- 指定管理施設の管理に関する業務
- 指定管理施設の使用許可に関する業務
- 指定管理施設の使用にかかる料金に関する業務
- 指定管理施設の維持管理に関する業務
- その他、市長が必要と認める業務

5 自主事業

指定管理者は、指定管理業務や市民使用に支障をきたすことなく、かつ、公共施設としての位置づけの範囲内において、基本目標達成に寄与する内容の事業を企画提案し、あらかじめ市の承認を得た上で、行うことができます。

なお、自主事業の実施については、指定管理者の自主財源によるものとし、そこから発生する全ての収入については指定管理者の収入とします。ただし、損失が発生した場合でも、市は補てんを行いません。

6 指定管理期間

指定管理期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。なお、下記指定管理期間は予定であり、市議会（令和8年12月議会を予定）の議決を経て正式に決定します。

7 利用料金等

- 1 指定管理施設の使用にかかる料金（以下「利用料金」といいます。）は、指定管理者の収入とします。（設管条例第12条第4項）
- 2 利用料金の額は、設管条例の別表第1に定める額を超えない範囲で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとします。（設管条例第12条第2項）
- 3 指定管理者は、設管規則に基づき、利用料金の全部又は一部を減免することができます。（設管条例第12条第5項）
- 4 自動販売機による売り上げは設置者の収入、設置に伴う行政財産の目的外使用料については市の収入とします。

8 申請資格

- 1 法人その他の団体（以下「団体等」といいます。）であって、指定管理施設の管理運営等を行う上で人的及び物的管理能力を有していること。（法人格の有無は問いません。個人での申請はできません。）

なお、複数の団体等により構成する共同事業体による申請もできます。その場合には、代表団体を定めてください。（他の団体は、構成団体とします。）なお、共同事業体の構成団体が他の共同事業体の構成団体となることや単独で申請を行うことはできません。
- 2 次に該当する団体は、申請者となることができません。
 - (1) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含みます。）若しくは第180条の5第6項の規定に抵触することとなる場合の団体等
 - (2) 施行令第167条の4の規定に該当する団体等
 - (3) 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税並びに市税等を滞納している場合（非法人にあっては、団体の代表者が該当する場合を含む。）
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団それらの利益となる活動を行う団体等の場合
- 3 指定管理施設の管理運営等において、法令等を遵守し、かつ、別添の「可児市体育施設指定管理者仕様書」に定める人員を配置し、業務を安全円滑に遂行できること。また、施設の管理運営において、緊急時の迅速な対応が確実にできること。

9 公募要項の配付

- 1 配付場所
可児市役所 文化スポーツ課（庁舎西館4階）
- 2 配付期間
8月3日（月）から8月21日（金）まで。ただし、市役所休庁日を除きます。
- 3 配付時間
午前9時から午後5時まで
- 4 配付方法
上記配付場所にて直接配付します。

また、可児市ホームページ（<https://www.city.kani.lg.jp/20869.htm>）からダウンロードもできます。

10 募集説明会及び現地視察

1 募集説明会

(1) 開催日時

8月20日（木）午前9時30分から（受付開始 午前9時）

(2) 開催場所

可児市B＆G海洋センター ミーティングルーム

(3) 参加人数

1団体あたり2人まで（3人以上希望の場合は要相談）
（共同事業体での参加の場合は、必ず代表団体を含んでください。）

(4) 申込方法

募集説明会及び現地視察申込書（様式第5号）に必要事項を記入の上、電子メールで8月13日（木）午後5時までに申し込みください。

2 現地視察

(1) 開催日時

8月20日（木）午前11時から（受付開始 午前10時30分）

(2) 集合場所

可児市B＆G海洋センター ミーティングルーム

(3) 参加人数

1団体あたり2人まで（3人以上希望の場合は要相談）
（共同事業体での参加の場合は、必ず代表団体を含んでください。）

(4) 視察行程

可児市B＆G海洋センター → 可児市運動公園ウェイトリフティング場 →
可児市運動公園第1弓道場 → 可児市運動公園第2弓道場 →
可児市運動公園グラウンド → 可児市運動公園スタジアム →
可児市運動公園テニスコート → 鳴子近隣公園テニスコート →
かに木曽川左岸公園グラウンド → 広見市民グラウンド →
姫治市民グラウンド → 塩河公園グラウンド（午後5時15分ごろ終了予定）

※ 各施設へは公用車等での送迎を予定しています。

(5) 申込方法

上記の募集説明会と同様です。

(6) その他

募集説明会及び現地視察に参加しなくても、指定管理者の指定申請は可能です。

11 資料の閲覧

1 閲覧資料

- (1) 令和4年度から令和7年度における各施設の使用概要
- (2) 消防計画
- (3) 防火管理者選任届出書
- (4) 消防用設備等点検結果報告書

2 閲覧期間

8月3日（月）から8月21日（金）まで。ただし、市役所休庁日を除きます。

3 閲覧時間

午前9時から午後5時まで

4 閲覧場所

可児市役所 文化スポーツ課

5 留意事項

- (1) 閲覧を希望する場合は、事前に文化スポーツ課へ連絡し、予約の上閲覧してください。
- (2) 資料の持ち出しは禁止します。なお、閲覧場所内における筆記、複写（有料）は可とします。
- (3) 本資料の中には、変更箇所があることに留意の上閲覧してください。
- (4) 個人情報に記載された資料等は除きます。

12 質問事項の受付

1 受付期間

8月24日（月）午後5時まで

2 提出方法

質問書（様式第6号）を電子メールで提出してください。

3 提出先アドレス

sports@city.kani.lg.jp

4 回答方法

全ての質問内容及びその回答を8月28日（金）までに可児市ホームページで公開します。

13 申請の手続き

1 提出書類

- (1) 公の施設の指定管理者指定申請書（別記様式第1号）
- (2) 可児市体育施設の指定管理に係る事業計画書（別記様式第2号。以下「事業計画書」といいます。）
- (3) 可児市体育施設の管理に関する業務の収支予算書等（別記様式第3号1～4。以下「収支予算書等」といいます。）
 - ※ 資料は、指定期間の年度ごとに作成してください。
 - ※ 記載する要件を満たせば、任意の様式により提出することも可能です。
 - ※ 自主事業を実施する場合は、自主事業に関する収支予算書を個別に作成し、提出してください。
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本
- (6) 申請団体の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- (7) 団体概要調書（別記様式第4号）
- (8) 共同事業体協定書兼委任状（別記様式第7号）※ 共同事業体で申請する場合のみ
- (9) 国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納額が無い証明用）及び本店（権限を委任する場合は委任先）の所在地における、市町村税の完納証明書の写し
 - ※ 証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書（代表者の記名押印があるもの）を提出してください。

2 提出部数

正本1部、副本9部を提出してください。なお、提出書類は、原則として日本工業規格A4判とし、ファイル等に綴じて提出してください。A3判を使用する場合は、A3判をA4判の大きさに折った上で提出してください。

提出書類一式は上記の順番にフラットファイル等に綴り、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにしてください。

3 提出期間

8月12日（水）から9月11日（金）まで。ただし、市役所休庁日を除きます。

4 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

5 提出方法

直接文化スポーツ課へ持参してください。郵送は不可とします。

6 申請及びプロポーザルに関する費用負担

申請及びプロポーザルの際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

7 提案書の著作権及び公表

提案書の著作権は提案者に帰属します。ただし、情報公開条例の規定等により開示又は公表することがあります。

8 提案書の変更

市が一旦受理した提案書については、明らかな間違い、字句等の軽微な訂正を除き、内容変更は認めません。

14 指定管理者候補団体の選定

1 選定委員会による審査

可見市指定管理者選定評価委員会（以下「選定委員会」といいます。）が、本要項の選定基準に基づき審査を行います。審査にあたり、事業計画書及び収支予算書等について説明していただく機会を設けます。実施日時は10月19日（月）午前10時からを予定していますが、会場や実施方法などと合わせて、詳細について別途通知します。

2 選定結果の通知

選定結果は、10月下旬を目途に、申請者全員に通知します。

3 選定結果の公開

選定委員会の審査結果は、申請者の名称及び総合得点等を公開します。

4 その他の留意事項

(1) 選定委員会委員及び関係市職員との接触の禁止

申請予定者及び申請者は、選定委員会委員及び関係市職員と本件提案についての接触（現地説明会、資料閲覧等正当な行為を除きます。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。

(2) 重複提案等の禁止

一つの団体が、複数の提案をすることはできません。また、一つの団体が、複数の共同事業体に加わることもできないこととします。

(3) 選定審査対象外

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があったとき

イ 本要項に違反し、又は著しく逸脱したとき

ウ 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき

エ その他不正な行為があったとき

(4) 企画提案書の一定水準の確保

企画提案書の内容を審査するにあたり、その内容が一定の得点に満たないときは、指定管理者候補団体として採択されない場合があります。

15 選定基準

選定委員会において、提出いただいた書類及び説明いただいた事業計画及び収支予算書等について、総合点数方式での審査により採点の上、指定管理者を選定します。

なお、手続条例第5条の規定に基づく具体的な評価項目は、次のとおりとします。

【選定基準】

選定項目	審査項目	審査のポイント	配点
市民の平等利用及びサービスの向上が図られるものであるか	施設の設置目的及び市が示した基本方針	公の施設としての設置目的を理解しているか	10
		市が示した施設の使命や管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	
		団体の経営モラルや経営実態は健全か	
	平等な利用が図られる具体的な手法及び期待される効果	事業計画等の内容が収益事業等の特定の事業に偏っていないか	5
		相談や苦情等の対応が提案されているか	
		施設の使用が一部の使用者に偏った計画となっていないか	
事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであるか	使用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	年間の広報計画の内容は適切か	15
		自主事業により利用者増が見込めるか	
		住民ニーズに基づく使用拡大の取組内容は適切か	
		地域・関係機関・ボランティア等との連携が図られているか	
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	サービス向上のための取組内容は適切か	5
		公募要項に示した内容の提案は適切か	5
		施設の使命を達成するための具体的な手法が明確にされているか	5
		自主事業の提案は市民ニーズに即し、市が意図した内容になっているか	5
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	求めている内容が事業計画書で提案されているか	10
		施設管理・安全管理は適切か	
		施設の長寿命化の観点から適切な維持管理体制が図られているか	

	施設の管理運営に係る経費と収支計画の適格性と実現の可能性	市の基準価格以下であるか	10
		収入・支出の積算方法や根拠は適切か	
		収支計画の実現可能性はあるか	
		経費削減について適切な考え方が示されているか	
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有しているか	安定的な運営が可能となる人的能力	施設の管理運営にあたる人員の配置が合理的、適正なものとなっているか	10
		緊急時や住民、使用者からの対応等の体制は確保されているか	
		職員の福利厚生、指導育成、研修体制は十分か	
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	団体の財務状況は健全か 金融機関、出資者等の支援体制は十分か	5
その他施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているか	類似施設の運営実績	類似施設を良好に運営した実績はあるか	5
	地域経済への貢献	市内への事業所設置、市民の雇用、市内事業者からの優先調達を進める可能性はあるか	5
	受託する姿勢や意欲	募集説明会等への参加、事業計画書の意欲など	5

16 管理に係る指定管理料

1 指定管理料の額

指定管理料は年間90,000千円（消費税及び地方消費税込み）を限度とし、収支予算書等に記載された金額を参考にして、協定で定めることとしますが、指定管理に係る各年度の人件費（自主事業に係る経費を除く。以下同じ。）について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標に一定以上の変動が見られた場合、2年目以降の人件費をスライドできる制度を導入しています。

人件費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映します（変動分がマイナスの場合も指定管理料に反映します。）。また、その際、初年度の人件費の増減1.0%分までの金額は、指定管理者の負担となります（以下この仕組みを「賃金スライド制度」といいます。）。

申請団体については、「対象人件費等計算書」に必要事項を記入の上、公の施設の指定管理者指定申請書に併せて提出してください。また、指定管理者として指定された後、実際に賃金スライド制度に基づく増額を希望する場合は、別途申請書が必要となりますので御留意ください。

賃金スライド制度の詳細については、別紙「指定管理者制度における賃金スライド制度について」を参照してください。

2 指定管理料の支払い

会計年度（４月１日から翌年の３月31日）ごとに、指定管理者の請求に基づき支払いを行います。支払いの時期、方法等は協定で定めます。

3 管理運営経費の算出に係る留意事項

管理運営経費の算出にあたっては、下記の事項に留意の上積算してください。なお、詳細は協定で定めることにします。

(1) 修繕・改修等

ア 施設の大規模な修繕、改修等に係る費用については、原則として市が別途負担します。日常の業務で発生する軽微な修繕等に係る費用については、指定管理料に計上して下さい。

イ 施設の修繕等については、原則として１件（合理的な理由のある工事単位）につき30万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては、別途市と協議するものとします。１件につき30万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、年度内の累計額が500万円に達するまでは指定管理者の責任において実施するものとします。

ウ 修繕等により生じた更新施設等は、すべて市に帰属するものとします。

(2) 備品

ア 市が備え付ける備品は、指定管理者が本管理運営業務を遂行するために使用する場合は無償で使うことができます。経年劣化等により更新が必要な場合は、指定管理者との協議により、必要に応じて市の負担で購入又は調達するものとします。

イ 上記の備品以外で、本管理運営業務を遂行していくにあたり必要となる備品は、調達に要する経費を管理運営経費に計上し、その範囲で指定管理者が購入するものとします。

指定管理料で購入した備品については、指定管理者の帰属とします。ただし、購入又は調達した備品の数量や使用場所、使用状況等を明らかにしておかなければならないこととします。

(3) 消耗品

ア 本管理運営業務において必要となる消耗品の購入、更新にかかる費用は、管理運営経費として計上し、その範囲で指定管理者が購入するものとします。

イ 自主事業の実施にあたり必要とする消耗品は、指定管理者が自主の財源をもって負担することとします。

(4) 賠償費用

賠償責任保険、補償保険については、全国市長会市民総合賠償補償保険に加入しており、指定管理者の管理運営においても下表の内容で補償されます。保険料は市が他の公共施設と一括して負担するため、費用を計上する必要はありません。ただし、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、別途自らの負担で保険加入してください。

種 類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	<身体賠償> 1人につき1億円 1事故につき10億円 <財物賠償> 1事故につき2,000万円	<死亡補償保険金> 100万円 <後遺障害補償保険> 4～100万円 <入院補償> 入院日数に応じ1～15万円 <通院補償> 通院日数に応じ5,000円～6万円
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失	主催・共催した事業での事故

※ 自主事業については、保険の対象となりません。

4 決算資料

各施設の光熱水費、使用料については「可見市指定管理施設個別仕様書」を参照してください。

17 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、可見市議会の議決が必要です。選定した候補者を指定管理者に指定する議案を議会に上程し、議決されれば、市長が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

2 協定の締結

市と指定管理者は、指定管理者の行う業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業計画及び書類審査、面接審査の際の質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、協定を締結します。協定は、指定期間を通しての基本的な管理事項を定める基本協定と、年度ごとに必要な事項を定める年度協定と両方を締結することとします。

18 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

1 申請の辞退・選定結果通知後の辞退

申請者が申請を辞退するときは、必ず文化スポーツ課に辞退届（様式第8号）を提出してください。選定結果通知後に辞退することは、理由の如何に関わらず認められません。選定結果通知後に辞退した場合は、市が被った損害について、賠償請求をすることがあります。

2 指定の取消し

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又

は指定管理者として指定された者が下記のいずれかに該当した場合には、指定管理者の候補者としての決定または指定管理者の指定を取り消すこととします。取消しとなった場合は、第2位に決定した申請者が指定管理者の候補者として適当であることが認められれば、代わりに候補者に選定することとします（第2位の申請者について同様の事態が発生した場合は、第3位以降の申請者について順次同様に取り扱うこととします）。

- (1) 可児市議会において指定にかかる議案が否決されたとき
- (2) 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき
- (3) 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき
- (4) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき
- (5) 正当な理由がないのに協定の締結に応じないとき
- (6) 本要領に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき
- (7) その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

19 その他（留意事項）

- 1 市長が管理業務等を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことができます。この場合、指定管理者の損害に対し市は賠償しません。また、取消しに伴う市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。
- 2 指定管理者として指定された後、指定期間前に、施設の責任者として就任する予定の者及び従事予定者に対して、令和9年1月から3月までの3か月間で、随時、可児市B & G海洋センターにて事務及び事業の引き継ぎを行います。なお、令和9年4月1日以前に引き継ぎに要した費用は、全て指定管理者の負担とします。
- 3 指定期間前の使用許可等の取扱いについて、令和9年4月1日以前に行った同日以後の指定管理施設の使用許可又は不許可の効果は、4月1日以降指定管理者へ引き継ぐものとします。
- 4 指定管理施設について、指定管理期間中に変更、追加となる可能性があります。その際は市と指定管理者と協議の上、対応するものとします。

20 添付資料

- 1 公の施設の指定管理者指定申請書（様式第1号）
- 2 可児市体育施設の指定管理に係る事業計画書（様式第2号）
- 3 可児市体育施設の管理に関する業務の収支予算書等（様式第3号の1～4）
- 4 団体概要調書（様式第4号）
- 5 募集説明会及び現場視察申込書（様式第5号）
- 6 質問書（様式第6号）
- 7 共同事業体協定書兼委任状（様式第7号）
- 8 辞退届（様式第8号）
- 9 対象人件費等計算書（様式第9号）
- 9 可児市体育施設指定管理者仕様書
- 10 可児市指定管理施設個別仕様書

21 問い合わせ先

可児市役所 文化スポーツ課
〒509-0292 可児市広見一丁目1番地
電 話 0574-62-1111（内線2431）
メー ル sports@city.kani.lg.jp

別紙 指定管理施設一覧

○ 可児市運動公園グラウンド（可児市坂戸987番地4）

<開設年> 昭和54年3月 ※令和8年4月 全面改修

<構造>（グラウンド）全面ゴムチップ入りロングパイル人工芝（マウンド、ベース周囲のみアンツーカー）、LEDナイター照明

（本部棟）鉄筋コンクリート

（管理棟）鉄骨造

<建築面積>（本部棟）233㎡

（管理棟）149㎡

（ダグアウト）15㎡×2

<敷地面積> 27,623㎡

<施設概要>（グラウンド）軟式野球1面、ホッケー1面、サッカー2面

（本部棟）会議室、内部観覧室、審判控室、更衣室、器具庫、トイレ

（管理棟）会議室、医務室、更衣室、器具庫、トイレ、多目的トイレ

<その他> 令和8年4月から令和11年3月まで、愛称を「市原産業スポーツフィールド」としています。

○ 可児市運動公園スタジアム（可児市坂戸987番地4）

<開設年> 平成26年4月

<構造>（グラウンド）全面ロングパイル人工芝（令和3年2月全面張替）、ナイター照明、マウンド、ベース周囲のみ黒土混合土

（管理棟）鉄筋コンクリート造

<建築面積> 858㎡

<敷地面積> 13,650㎡

<施設概要>（グラウンド）両翼99.2m、中堅122m、サッカー1面

フルLEDスコアボード、収容人員約6,200人

（管理棟）ミーティング室、本部室、役員室、放送室、審判控室、

記者室、内部観覧室、医務室、給湯室、事務室、トイレ、

多目的トイレ、シャワー室、砂置場、ダグアウト、更衣室

<その他> 令和7年4月から令和10年3月まで、愛称を「カヤバスタジアム」としています。

○ 可児市運動公園テニスコート（可児市坂戸987番地4）

<開設年> 平成24年10月

<構造>（管理棟）鉄筋コンクリート造

<建築面積> 253㎡

<敷地面積> 7,259㎡

<施設概要>（コート）砂入り人工芝テニスコート8面、ナイター照明
（管理棟）事務室、ミーティング室、倉庫、内部倉庫、外部倉庫、
トイレ、多目的トイレ、更衣室

<その他> 令和7年4月から令和10年3月まで、愛称を「カヤバテニスコート」としています。

○ 可児市運動公園第1弓道場（可児市坂戸987番地4）

<開設年> 平成4年1月

<構造> 鉄骨造

<建築面積> 543㎡

<敷地面積> 3,291㎡（隣接する第2弓道場含む）

<施設概要> 近的（28m）、射場、トイレ、更衣室、和室、事務室

○ 可児市運動公園第2弓道場（可児市坂戸987番地4）

<開設年> 平成11年3月

<構造> 鉄骨造

<建築面積> 256㎡

<敷地面積> 3,291㎡（隣接する第1弓道場含む）

<施設概要> 近的（28m）、トイレ、多目的トイレ

○ 可児市運動公園ウエイトリフティング場（可児市坂戸987番地4）

<開設年> 平成13年11月

<構造> 鉄骨造＋鉄筋コンクリート造

<建築面積> 316㎡

<敷地面積> 5,788㎡

<施設概要> プラットフォーム（競技用1面、練習用3面）、器具庫

○ 可児市運動公園ウエイトリフティング場トレーニング室（可児市坂戸987番地4）

<開設年> 平成13年11月

<構造> 鉄骨造＋鉄筋コンクリート造

<建築面積> 264㎡

<敷地面積> 5,788㎡

<施設概要> エアロバイク、トレッドミル、ダンベルセット等

- 可児市B & G海洋センター体育館（可児市坂戸987番地4）
 - <開設年> 昭和56年7月
 - <構造> 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
 - <建築面積> 1,102㎡
 - <敷地面積> 9,504㎡（隣接するプール含む）
 - <施設概要> バレーボール2面、バスケットボール1面、バドミントン3面、事務室、ミーティング室、トイレ、多目的トイレ、更衣室、シャワー室、器具庫

- 可児市B & G海洋センタープール（可児市坂戸987番地4）
 - <開設年> 昭和56年7月
 - <構造> コンクリート造
 - <建築面積> 1,201㎡
 - <敷地面積> 9,504㎡（隣接するプール含む）
 - <施設概要> 25m×6コース、幼児用プール、更衣室、トイレ、シャワー室

- 塩河公園グラウンド（可児市塩河600番地）
 - <開設年> 平成12年
 - <敷地面積> 8,090㎡
 - <施設概要> ソフトボール2面、サッカー1面、管理室、トイレ、ナイター照明

- 鳴子近隣公園テニスコート（可児市今渡2121番地）
 - <開設年> 平成4年7月
 - <構造>（管理棟）鉄筋コンクリート造
 - <建築面積> 70㎡
 - <敷地面積> 3,100㎡
 - <施設概要>（コート）砂入り人工芝テニスコート8面、ナイター照明
（管理棟）事務室、収納庫、更衣室、トイレ、多目的トイレ、

- 広見市民グラウンド（可児市石井227番地2）
 - <開設年> 昭和30年
 - <敷地面積> 13,962㎡
 - <施設概要> 軟式野球1面、ソフトボール1面、サッカー1面、トイレ、多目的トイレ、LEDナイター照明

- 姫治市民グラウンド（可児市下切1530番地）
 - <開設年> 昭和48年
 - <敷地面積> 12,734㎡
 - <施設概要> ソフトボール2面、トイレ

○ 坊主山市民グラウンド（可児市兼山1400番地1）

＜開 設 年＞ 大正11年

＜敷地面積＞ 13,200㎡

＜施設概要＞ 野球1面、トイレ

○ かに木曽川左岸公園グラウンド（可児市土田2691番地1）

＜開 設 年＞ 令和4年4月

＜敷地面積＞ 9,764㎡

＜施設概要＞ サッカー1面

＜そ の 他＞ 令和7年4月から令和10年3月まで、愛称を「日特スパークテック
WKS（ワークス）パークグラウンド」としています。

別表 指定管理施設の開場期間等

施設名称	開場期間	開場時間	照明使用時間
可児市運動公園グラウンド	1月5日～12月27日	6時～21時	19時～21時
可児市運動公園スタジアム	1月5日～12月27日	9時～21時	19時～21時
可児市運動公園テニスコート	1月5日～3月14日	7時～21時	17時～21時
	3月15日～5月14日	6時～21時	18時～21時
	5月15日～7月31日		19時～21時
	8月1日～9月14日		18時～21時
	9月15日～10月31日		17時～21時
	11月1日～12月27日	7時～21時	16時～21時
可児市運動公園第1弓道場	1月5日～12月27日	9時～22時	
可児市運動公園第2弓道場	1月5日～12月27日	9時～22時	
可児市運動公園ウエイトリフティング場	1月5日～12月27日	9時～22時	
可児市運動公園ウエイトリフティング場トレーニング室	1月5日～12月27日	9時～22時	
可児市B&G海洋センター体育館	1月5日～12月27日	9時～22時	
可児市B&G海洋センタープール	6月第3金曜日～ 9月第3月曜日	9時～16時	
塩河公園グラウンド	1月5日～12月27日	6時～21時	19時～21時
鳴子近隣公園テニスコート	1月5日～1月14日	8時～16時	
	1月15日～3月14日	8時～17時	
	3月15日～4月30日	8時～18時	
	5月1日～5月14日	8時～21時	18時～21時
	5月15日～7月31日	8時～21時	19時～21時
	8月1日～9月14日	8時～21時	18時～21時
	9月15日～10月31日	8時～21時	17時～21時
	11月1日～12月27日	8時～16時	
広見市民グラウンド	1月5日～12月27日	6時～21時	19時～21時
姫治市民グラウンド	1月5日～12月27日	6時～19時	
坊主山市民グラウンド	1月5日～12月27日	6時～19時	
かに木曽川左岸公園グラウンド	1月5日～12月27日	6時～19時	